

令和3年第12回住田町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

令和3年3月12日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第13号
住田町議会議員及び住田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第 2 議案第14号
住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第15号
介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第16号
住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第17号
住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第18号
住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第19号
住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第20号
住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第21号
特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第22号

住田町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

日程第 1 1 議案第 2 3 号

損害賠償請求の和解について

日程第 1 2 議案第 2 4 号

高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

日程第 1 3 議案第 2 5 号

農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

日程第 1 4 議案第 2 6 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第 1 5 議案第 2 7 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 1 6 議案第 2 8 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 1 7 議案第 1 号

令和 3 年度住田町一般会計予算

(予算審査特別委員会)

日程第 1 8 議案第 2 号

令和 3 年度住田町国民健康保険特別会計予算

(予算審査特別委員会)

日程第 1 9 議案第 3 号

令和 3 年度住田町介護保険特別会計予算

(予算審査特別委員会)

日程第 2 0 議案第 4 号

令和 3 年度住田町後期高齢者医療特別会計予算

(予算審査特別委員会)

日程第 2 1 議案第 5 号

令和 3 年度住田町簡易水道事業会計予算

(予算審査特別委員会)

日程第 2 2 議案第 6 号

令和 3 年度住田町下水道事業会計予算

(予算審査特別委員会)

日程第 2 3 請願審査報告

請願第 4 号

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願

日程第 2 4 発議第 1 号

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (1 1 名)

1 番	水 野 正 勝 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	佐々木 春 一 君	6 番	村 上 薫 君
7 番	阿 部 祐 一 君		
9 番	菊 池 孝 君	1 0 番	高 橋 靖 君
1 1 番	菅 野 浩 正 君	1 2 番	瀧 本 正 徳 君

欠席議員 (1 名)

8 番 林 崎 幸 正 君

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	神 田 謙 一 君	教 育 長	菊 池 宏 君
農業委員会会長	松 田 秀 樹 君		

副 町 長	横 澤 孝 君	総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	山 田 研 君
税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	佐 藤 修 君	企 画 財 政 課 長	菅 野 享 一 君

町民生活課長	紺野勝利君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	佐々木光彦君
建設課長	佐々木真君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	横澤則子君
林政課長	千葉純也君	教育次長	伊藤豊彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	松田英明	係長	高橋京美
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（瀧本正徳君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

○事務局長（松田英明君） 議会の諸般報告。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第13号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第13号 住田町議会議員及び住田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第13号 住田町議会議員及び住田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について御説明いたします。

今回の条例制定は、公職選挙法の改正に伴い、町村における選挙公営の対象を市と同様に拡大し、選挙の立候補に係る環境の改善を図るため、新たに本条例を制定しようとするものであります。

第1条は、条例の趣旨で選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、本条例において必要な事項を定めようとするものであります。

第2条は、候補者が一日最大6万4,500円の日数分で、選挙運動用自動車を無料で使用することができることを定めるものであります。ただし、当該候補者の得票が法の区分の数に達する場合に限ります。なお、第6条、第9条も同様であります。

第3条は、候補者が一般乗用旅客自動車運送業者等と選挙運動用自動車の使用に関し、有償契約を締結した場合、選挙管理委員会に届け出なければならないことを定めるものであります。

第4条は、候補者が運送業者等に支払うべき金額のうち、各号に定める金額について町は当該運送業者等に支払うことを定めるものであります。

第5条は、候補者の選挙運動用自動車の使用に関し、前条第1号と第2号の契約がいずれも締結されているときには、当該候補者が指定するいずれかの1の号に定める契約のみが締結されていると見なして、適用することを定めるものであります。

第6条は、候補者が第8条に定める金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができることを定めるものであります。

第7条は、候補者がビラ作成業者とビラの作成に関し、有償契約を締結した場合は選挙管理委員会に届け出なければならないことを定めるものであります。

第8条は、候補者がビラの作成業者に支払うべき金額のうち、1枚最大7円51銭の作成枚数分について、町は当該ビラ作成業者に支払うことを定めるものであります。

9条は、候補者が第11条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ポスターの作成を無料ですることができることを定めるものであります。

第10条は、候補者がポスター作製業者と選挙運動用ポスターの作成に関し、有償契約を締結した場合は選挙管理委員会に届け出なければならないことを定めるものであります。

第11条は、候補者がポスターの作成業者に支払うべき金額のうち、1枚最大525円6銭を基に積算した単価の作成枚数分について、町は当該ポスターの作成業者に支払うことを定めたものであります。

第12条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定めることとするものであります。

次に附則でございます。

第1項は、施行期日を公布の日と定めようとするものであります。

第2項は、この条例は施行の日以後告示される選挙から適用し、告示前の選挙についてはなお従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 住田町議会議員及び住田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第13号 住田町議会議員及び住田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第14号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第14号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第14号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う、新型コロナウイルス感染症の定義の改正及び、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手

当金の支給に対する国の財政支援の適用期間が、令和3年6月30日までに延長されることとなったことから、所要の改正をしようとするものです。

それでは対照表により御説明いたします。

制定附則第4条中、新型インフルエンザ等対策特別措置法、附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症を新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）と改正し、改正附則の傷病手当の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和3年3月31日までを、傷病手当の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和3年6月30日までと改正しようとするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、萩原 勝君。

○2番（萩原 勝君） コロナウイルスに関する定義に係ることだと思えますけれども、最近変異種とか、変異株と言われるものが非常に流行しておりますけれども、そのイギリス株とか、南アフリカ、ブラジル株ですね、これについては含まれるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 今回の改正の前後で財政支援の対象となる傷病の範囲には、変更がないということになってございますので、変異株によるものも従来も含まれておりましたが、今回も含まれているということになります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第14号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第15号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第15号 介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第15号 介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします

今回の一部改正は、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の保険料率に関わる改正をするものです。

新旧対照表により説明いたします。

第2条は、保険料率について定めるもので、第1項から第4項の改正部分は、保険料率が適用となる期間を、令和3年度から令和5年度までの各年度に改正するものです。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第15号 介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第16号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第16号 住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第16号 住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の条例改正は、介護保険法の改正による指定居宅サービス等の事業の人員整備及び運営に関する基準等の省令の一部改正に伴うものであります。

改正の内容は、高齢者虐待防止の推進、ハラスメント対策の強化、運営規定等の掲示に係る見直し、介護保険等関連情報の適切かつ有効な活用、業務継続に向けた取組の強化、感染症対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明や同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、全てのサービスの共通して改正されたことなどにより、それらに対応して、本条例を改正しようとするものです。

改正する条文等について、新旧対照表により説明いたします。

1 ページ、目次は第 10 章の次に、第 11 章雑則第 240 条を追加するものです。

第 3 条は、指定地域密着型サービスの事業の一般原則について定めるもので、改正に伴い第 3 項及び第 4 項を追加するものです。

第 6 条から 4 ページ、第 40 条の 2 までは、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業について定めるもので、共通の改正に伴い、新たな条項の追加及び字句の変更や追加をするものです。

4 ページ、第 74 条から 7 ページ、第 59 条までは、夜間対応型訪問介護について定めるもので、共通の改正に加えオペレーター配置基準等の緩和、集合住宅等における適正なサービス提供の確保についての新たな条項の追加、及び字句の変更や追加をするものです。

8 ページ、第 64 条から 9 ページ、第 80 条までは、認知症対応型通所介護について定めるもので、共通の改正に加え管理者の配置基準の緩和、地域と連携した災害への対応の強化、認知症介護基礎研修の受講の義務づけについての、新たな条項の追加及び字句の変更や追加をするものです。

10 ページ、第 82 条から 12 ページ、第 108 条は、小規模多機能型居宅介護について定めるもので、共通の改正に加え、人員配置基準の見直し、過疎地域等におけるサービス提供の確保、認知症介護基礎研修の受講の義務づけについての、新たな条項の追加及び字句の変更や追加をするものです。

12 ページ、第 110 条から 15 ページ、第 128 条までは、認知症対応型共同生活介護について定めるもので、共通の改正に加え、地域の特性に応じたサービス提供の確保、夜勤職員体制の見直し、外部評価に係る運営推進会議の活用、認知症介護実践者研修の受講の義務づけについての、新たな条項の追加及び字句の変更や追加をするものです。

16 ページ、第 138 条から 17 ページ、第 149 条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護について定めるもので、共通の改正に加え、地域と連携した災害への対応の強化、認知症介護基礎研修の受講の義務づけについての、新たな条項の追加及び字句の変更や追加をするものです。

17 ページ、第 151 条から 23 ページ、第 189 条までは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について定めるもので、共通の改正に加え、人配置基準の見直し、口腔衛生管理の強化、栄養管理の充実、ユニット型施設の設備、夜勤体制の見直し、認知症介護基礎研修の受講の義務づけについての、新たな条項の追加及び字句の変更、追加、削除をするものです。

24ページ、第191条、第202条は、看護小規模多機能型居宅介護について定めるもので、共通の改正に加え、過疎地域等におけるサービス提供の確保、認知症介護基礎の受講の義務づけについての、新たな条項の追加及び字句の変更や追加をするものです。

25ページ、第213条から26ページ、第221条の3は、地域密着型通所介護について定めるもので、共通の改正に加え、地域と連携した災害への対応の強化、認知症介護基礎の受講の義務づけについての、新たな条項の追加及び字句の変更、追加をするものです。

27ページ、第235条から第239条は、療養通所介護について定めるもので、共通の改正に加え、地域と連携した災害への対応の強化、認知症介護基礎の受講の義務づけについての、新たな条項の追加及び字句の追加をするものです。

28ページ、第240条は、電磁的記録等について定めるもので、記録の保存等に係る見直しに伴い、第9章雑則として新たな条項を追加するものです。

附則は、この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものです。

ただし、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、認知症に係る基礎的な研修の受講、ユニットの定員、栄養管理、口腔衛生の管理、介護保険施設等における感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練については、令和6年3月31日までの3年間、事故発生の防止及び発生時の対応については、この条例の施行日から6か月間の経過措置期間を設けるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第16号 住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第17号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第17号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第17号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回の条例改正は、介護保険法の改正による指定管理者指定居宅サービス等の事業の人員整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴うものであります。

改正の内容は、高齢者虐待防止の推進、ハラスメント対策の強化、運営規定等の掲示に係る見直し、介護保険等関連情報の適切かつ有効な活用、業務継続に向けた取組の強化、感染症対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明や同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、認知症介護基礎研修の受講の義務づけが全てのサービスに共通して改正されたことなどにより、それらに対応して本条例を改正しようとするものです。

改正する条文等について、新旧対照表により説明いたします。

1 ページ、目次は第4章の次に、第5章雑則第91条を追加するものです。

第3条は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則について定めるもので、改正に伴い第3項及び第4項を追加するものです。

第8条から5ページ、第39条までは、介護予防認知症対応型通所介護について定めるもので、共通の改正に加え、管理者の配置基準の緩和、地域と連携した災害への対応の強化についての、新たな条項の追加及び字句の変更や追加をするものです。

5ページ、第44条から8ページ、第65条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護について定めるもので、共通の改正に加え、人員配置基準の見直し、過疎地域等におけるサービス提供の確保についての、新たな条項の追加及び字句の変更や追加をするものです。

8ページ、第71条から12ページ、第87条までは、介護予防認知症対応型共同生活介護について定めるもので、共通の改正に加え、地域の特性に応じたサービス提供の確保、夜勤職員体制の見直し、外部評価に係る運営推進会議の活用についての、新たな条項の追加及び字句の変更や追加をするものです。

12ページ、第91条は、電磁的記録等について定めるもので、記録の保存等に係る見直しに伴い、第5章雑則として新たな条項を追加をするものです。

附則は、この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものです。

ただし、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、認知症に係る基礎的な研修の受講については、令和6年3月31日まで3年間の経過措置期間を設けるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第17号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第18号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第18号 住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第18号 住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回の条例改正は、介護保険法の改正による指定管理者指定居宅サービス等の事業の人員整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴うものであります。

新旧対照表により説明いたします。

第2条は、基本方針について定めたもので、第5項は、利用者の人権の擁護や虐待の防止等のための措置を講じなければならないこと、第6項は、介護保険等関連情報の活用に関する規定を追加するものです。

第6条は、内容及び手続の説明及び同意について定めるもので、第2項に指定居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護等がそれぞれ占める割合などを利用申込者等に説明をする規定を追加するものです。

第21条は、勤務体制の確保について定めるもので、第4項に事業者が適切なハラスメント対策を講じる規定を追加するものです。

2ページ、第21条からの2は、業務継続計画の策定等について定めるもので、感染症や非常災害時に継続的に介護支援を行うため、業務継続計画を策定し必要な研修や訓練を実施

することなどについて規定を追加するものです。

第23条の2は、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置について定めるもので、ICTを活用した検討委員会の実施や指針の整備及び介護支援専門員への感染症の予防等に係る研修及び訓練の実施をする規定を追加するものです。

第24条は掲示について定めるもので、第2項に運営規定の概要や担当職員の勤務の体制などの掲示についての規定を追加するものです。

第29条の2は、虐待の防止について定めるもので、ICTを活用した検討委員会の実施や指針の整備、研修の実施、担当者の設置等に関する規定を追加するものです。

3ページ、第32条の2は、電磁的記録等について定めるもので、ケアプラン作成や重要事項の説明等を電磁的記録等により行うことができる規定を追加するものです。

附則は、この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものです。

ただし、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置については、令和6年3月31日まで3年間の経過措置期間を設けるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号 住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第18号 住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第19号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第19号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第19号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回の条例改正は、介護保険法の改正による指定管理者指定居宅サービス等の事業の人員整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴うものであります。

新旧対照表により説明いたします。

1 ページ目次は、第5章の次に第6章雑則第34条を追加するものです。

2条は、基本方針について定めたもので、第5項は、利用者の人権の擁護や虐待の防止等について、第6項は、介護保険等関連情報の活用に関する規定を追加するものです。

第18条は、運営規定について定めるもので、第6号に虐待防止に関する規定を追加し、第7号を繰り下げるものです。

第19条は、勤務体制の確保について定めるもので、第4項に事業者が適切なハラスメント対策を講じる規定を追加するものです。

2ページ、第19条からの2は、業務継続計画の策定等について定めるもので、感染症や非常災害時に継続的に介護支援を行うため、業務継続計画を策定し必要な研修や訓練を定期的に実施することなどについて規定を追加するものです。

第21条の2は、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置について定めるもので、ICTを活用した検討委員会の実施や指針の整備及び介護支援専門員への感染症の予防等に係る研修及び訓練の実施をする規定を追加するものです。

第22条は掲示について定めるもので、第2項に運営規定の概要や担当職員の勤務の体制

などの掲示方法などについての規定を追加するものです。

第27条の2は、虐待の防止について定めるもので、ICTを活用した検討委員会の実施や指針の整備、研修の実施、担当者の設置等に関する規定を追加するものです。

3ページ、第31条は、指定介護予防支援の具体的取扱い方針について定めるもので、第9号に指定介護予防サービス等の担当者会議にICTを活用できる規定を追加するものです。

第6章雑則、第34条は、電磁的記録等について定めるもので、ケアプラン作成や重要事項の説明等を電磁的記録等により行うことができる規定などを追加するものです。

附則は、この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものです。

ただし、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止などについては、令和6年3月31日までの3年間の経過措置期間を設けるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 16号から19号関連がありますので、まとめて質問する形になりますが、国内の介護施設事業所で見られる虐待とかハラスメント、それから大災害時の事故、それから、今回のコロナに見られる感染症対策のためのICTの活用などが必要不可欠というところで、今回の改正が見られたものだろうと思います。

そこで、条例が改正になった場合に、事業所や事業所の運営者がこの基準を周知することが大切だろうと思います。そこで、町内の事業所運営者に当たっては、利用者や利用者の保護者の周知のために、どのような対応をしているか、その点をお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 町内の事業者につきましては、運営会議というような部分で、それぞれ地域の方々も招きながら、そういった会議を設けているというところがございますので、そういったところで話された内容等も踏まえて、今回の改正の中身、あるいはそういったものについて、地域のほうになり、利用者の監護者といいますか、保護者といいますか、そういった方々のほうにも周知をしているものと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 私も見ている部分の事業所では、下有住にあるグループホームの過去の事例もありまして、運営会議という形で利用者の保護者さん、あるいは地域の方、消防

団、そういった関係者が集まって開いているようであります。そうした中で、災害対応の訓練やあるいは入居者の事故等があった場合の対応について等も、話し合われて施設の職員等も地域の中で安心して運営できるような体制を取っているということで、感心をしているところであります。

合わせて、事業所の事業継続計画というものも、きっちり示されているというふうなことで、この改正の前に対応した取組がされているなどということ、感心をしている部分もありますので、いずれ地域密着型のケアプランともしっかり連携を取りながら、対応をしていただければと思いますが、その点のところをお願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） いずれも町が事業所を指定して、指導監督をしている事業所につきましては、引き続き町のほうで状態等を把握しながら、共にそういった部分の対応ができるように、指導ということになるかと思うんですけども、共に取り組んでいくというふうにしていきたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第19号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 20 号

○議長（瀧本正徳君） 日程第 8、議案第 20 号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木真君） 議案第 20 号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、公営住宅法の改正及び関係政令等に対応するため、所要の改正をしようとするものです。

主な改正内容として、認知症である者、知的障害や精神障害等の理由により、毎年度の家賃決定に係る収入申告をすることが困難な事情にある者の収入申告の義務を免除し、公営住宅法第 34 条に規定する調査により把握した収入に応じて、家賃を決定できるようにすることが主な理由です。

対照表により御説明いたします。

第 10 条につきましては、住宅入居手続における保証人の記述を連帯保証人に改めようとするものです。また、第 6 項に入居可能日から 14 日以内に町営住宅に入居する規定を加えるものですが、国から示された標準条例に合わせるものです。

第 12 条、第 4 項は、既に説明いたしましたとおり、認知症である者等の収入申告義務を免除し、調査により把握した収入に応じて家賃を決定できる規定を定めるものです。

改定後の第 16 条第 2 項は、第 10 条第 3 項に定めている敷金の減免猶予の規定を当該条項に定めるものです。このことにより第 3 項以下を順次繰り下げるものです。

第 19 条は、入居者の負担義務について、下水道及び地域情報通信基盤施設使用料を明記するものです。

第 25 条、第 2 項は、引用する公営住宅法施行令が第 8 条であるため、改正するものです。

第 30 条の 2 は、用途廃止をする町営住宅から町のあっせんにより新たな町営住宅に入居させる場合に、家賃を減免できる特例を設けようとするもので、これまでも対象事例がありました。国から示される標準条例に合わせ、明記しようとするものです。

第32条の住宅の明渡しの請求については、これも国の標準条例に合わせ、対象に同居の承認、入居の承認を得ない場合も加えようとするものです。

附則については、施行期日を公布の日からと定めようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第20号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第21号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第21号 特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木真君） 議案第21号 特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、高齢者向け住宅を火石団地地内に、高齢者向け住宅及び定住促進1戸建て住宅を清水沢地内の建設したことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

対照表により御説明いたします。

第2条については、高齢者向け住宅特定公共賃貸住宅等及び町営住宅の用語を定義するものです。このため、第1条についても所要の改正をするものです。

第4条については、公募の例外となる入居者について、その対象条項を示すものです。

第5条第4項は、高齢者向け住宅の入居者の資格を改めに定めるものですが、第1条ではその資格を65歳以上の単身者で、所得が15万8,000円以下のものと定め、第2項についてはそれ以外の入居者について定めるものです。

第10条第3項については、敷金の減免猶予を定めていますが、第16条の敷金の条項で定めるものです。それによって、第10条第4項を第3項とし、第5項中第1項各号を第1項及び第2項に改め、同項を第4項とし、第5項に入居可能日から14日以内に入居する規定を加えるものです。

第13条第2項は、家賃を変更できる規定を設け、各号で定めるものです。第13条の2、第14条及び第15条については、引用する条項を整理するものです。

第16条第2項は、敷金徴収後において家賃を変更した場合、敷金の額を変更する規定を削り、第10条第3項に定めている敷金の減免猶予の規定を当該条項に定めるものです。第16条第3項は、文言の整理です。

第18条第1項は、入居者の負担について、下水道及び地域情報通信基盤施設の使用料を明記するものです。

第19条は、入居者の保管義務について、共同施設を明記するものです。

第26条は、明渡しの届出の日を町営住宅と同様に、10日前と改めるものです。

第27条は、住宅明渡し請求の対象に、町営住宅と同様に同居の承認、入居の承認を得ない場合も加えようとするものです。

第28条、改正後の第32条は、文言の整理をするものです。

第29条については、用途廃止をする町営住宅から入居者を高齢者向け住宅に入居させる場合、居住の安定を図る必要が認められる場合、家賃を減額する規定を設けるものです。また、町営住宅の独り暮らし高齢者についても、同様に家賃の減額の規定を設けるものです。

別表の第13条関係については、高齢者向け住宅を火石団地、高齢者向け住宅及び定住促

進一戸建て住宅を清水沢団地として管理することから、名称、建設年度、団地名、構造階数、面積、戸数、家賃及び位置をそれぞれ定めるものです。なお、家賃については、建設費を基礎に調整を図って決定しておりますが、高齢者向け住宅へ的高齢者の入居に関しては、入居者の居住の安定化を図るため、従来の算定方式でなく、現行の独り暮らし高齢者の家賃等を参考に定めるものです。

附則につきましては、施行期日を公布の日からとし、ただし第13条の改正規定は令和3年4月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号 特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第21号 特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第22号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第22号 住田町奨学資金貸与条例の一部を改正す

る条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 議案第22号 住田町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本町におきましては、向学心に燃える優秀な学生、または生徒で経済的事由により、就学が困難な者に対し、学費の貸与を行い有能な人材を育成することを目的とした、奨学金を貸与事業をしております。

今回の改正につきましては、本町の次代を担う有為な人材確保を一層進めるため、奨学金の全部の返還免除を可能とし、返還免除の内容を拡充しようとするため、所要の改正を行うものであります。

改正する条文につきまして、対照表によりまして説明いたします。

第13条第2項の改正となります。改正前の欄、条文の下線部分の表記について、改正後の欄、条文の2行目、下線部分、「教育委員会が必要」に改め、3行目に下線部分「全部又は」という字句を追加しようとするものであります。返還免除の要件については、条例上の煩雑な表記を避けるため、規則に委任するものであります。

附則につきましては施行期日を定めるもので、この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

○議長（瀧本正徳君） 1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） まず初めに1点お伺いいたします。

こちらの条例改正は、新年度におかれまして、保健福祉課のほうで制度のほうを設計されました看護師確保対策奨学金返還補助金交付に関わっての条例改正と捉えさせていただいております。こちらのそれぞれの事業なんですけど、どのようなそれぞれ違いがあるのか、御説明をいただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） 看護師職の有為な人材を確保するというところで、保健福祉課の補助金制度と連携して進めたいと考えておるものであります。それで、町の奨学金につきまし

では、10年期間を返還機関と定めた場合の5年分、これまでの制度で5年以上町内に居住していれば、その後の5年間分は返還免除となる規定がございます。これは定住促進、定住人口の増加を図るための施策として、とり行っております。

で、今回の人材確保看護師職の人材確保の部分については、返還開始から最初の5年分、10年償還とした場合に、最初の5年分について町の奨学金を返還免除しようとするものがあります。

で、補助金のほうにつきましても、この町の補助金の5年分に相当する額を補助限度額として定めておりますので、同じ額について補助をすると、片一方は補助をする、こちらは返還を免除するということになります。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） ありがとうございます。こちら二つの補助金事業と条例の改正に伴う返還免除の部分というのは、伺ったところ非常に関連性が高いものなのかなと認識をさせていただいております。どちらも十分に整合性が図られているのか、その整合性を図る上で、どのような検討を踏まえて、こちらの教育委員会のほうの奨学金の貸与条例の改正に至ったのか、その辺りの背景、もし可能でありましたならばお聞かせ願いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） 整合性につきましては、町の奨学金を借りない方々については、額が町の借りている額が違う場合があります。そういった違いはありますが、補助する額それからこちらの免除する額をその補助限度額ということで、そこだけは一定にして、その部分について補助する額と、それから返還の免除を受ける額を整合を取ったものであります。

それぞれ借りる額には違いはありますが、補助する額それから免除する額を一定にする、そこを整合を取ったものであります。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） ありがとうございます。ということで、では教育委員会ですとか、保健福祉課さんのほうでは、十分に整合性を図るため、検討を図られてこのような形に至ったということで、認識をさせていただきます。いずれ私も今回勉強させていただいた中で、大変非常に複雑な部分に変更で生まれたところがあるのかなと認識を受けました。となりますと、町民の皆様におかれましても、十分な説明ですとか、御案内等が必要になってくるのかなと思います。ぜひその辺りの配慮を引き続きやっていただけたらなと思います。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 1番議員の奨学資金の貸与に関わって、私のほうからも関連の質問をさせていただきます。

今回の条例の変更というところ条文を見ますと、改正前は奨学生であったものが、一定期間継続し町内に居住しかつ町内外を問わず就業していると認めると、それが今回は町内に居住するというところがカットされているわけですが、ただし定住人口の増加を図るために教育委員会が必要と認めるというところで、教育委員会が必要と認めるというところの詳細な記述がないから、ちょっと分かりにくい部分がありますが、なぜこの定住人口の増加を図るという目的で今までやってきたのに対して、その一定期間の町内に居住という部分を外したのか、まずお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） 先ほどこの定住人口の促進の部分、定住人口の増加を図る部分に加えて、有能な人材の確保ということで、今回は保健福祉課のほうの補助金制度と連動してということで、看護師職を念頭に置いた改正であります。条例上にその二つを表記することとなると煩雑となることから、規則のほうでこれまでの、改正前のこの条文にあることについても規則で定めて、この部分は従来どおり継続して行っていきます。

それで、加えて看護師職をその規則のほうに詳しい要件を定めて、それで判断していこうというものであります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。そうしますと、まとめますと、規則のほうでは例えば一般の町の奨学資金については、今までどおり一定期間継続して町内に居住し、かつ町内外を問わず就業すると、それと看護師さんの奨学金の分については、そこの部分は一定の居住というのは求めないで、住田町に就職してもらえらるればオーケーですよという解釈に

なりますね。それがまず一つです。

それから、看護師さんの奨学金の場合は、例えば他の奨学金を借りた方でも、免除になるという説明があったわけですが、そうしますと例えば大船渡市さんとか、他の自治体の奨学金を借りた方でも、看護師さんの町のほうの対象になると。例えば日本育英会、今は日本学生支援機構ですか、そちらから借りたり、民間の金融機関から借りて奨学金を借りていても、対象になるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） まず一つ目、町外でも対象になるのかということですが、町の奨学金でありますので、借りる場合には町民であるという対象が、まず借りる場合にはあります。で、返還する際に今までですと、町内居住していれば6年目以降免除になるということになるわけですが、今度の看護師職については町内に居住しなくても、町の奨学金を借りた方は町内に居住しなくても、町内の事業所に就職すれば返還免除を受けられると、5年分は返還免除を受けられると。

で、町内に居住実態があれば、その後の6年以降の5年間もこれまでの制度によって、返還免除を受けるということで、全部がその場合は全部返還免除となるものであります。なので、看護師職分の返還免除については、町外にいて住んでいても、町内の事業所に就職すれば5年分は返還免除が可能となります。

それから、他の奨学金は、こちらの奨学金の返還免除には該当しないものであります。そこは町の保健福祉課の補助金を活用していただくということになります。いろいろなほかの町の奨学金、それから育成会ですとか、そういった奨学金制度で借りた場合につきましては、補助金のほうを活用して最大5年分が、こちらの基準額に合った額ですけども、その部分が補助金を受けられるということになります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。そうしますと、まとめますと、いずれ町民の生徒さんが対象だということと、それから看護師さんの奨励奨学金については、居住は町内に居住は求めないと就職をしていただければよろしいということの解釈ですね。分かりました。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号 住田町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第22号 住田町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第23号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11、議案第23号損害賠償請求の和解についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第23号 損害賠償請求の和解について、御説明いたします。

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電事故に起因する、放射性物質による影響対策に要した費用については、東京電力株式会社改め、東京電力ホールディングス株式会社に対し、これまで12次にわたり798万9,448円の賠償請求を行い、102万4,350円について、直接交渉により支払いを受けております。

東京電力ホールディングス株式会社が、当該請求に応じない費用については、平成27年12月原子力損害賠償紛争解決センターのあっせんにより、平成23年度分及び平成24年度分の一時申立て分、561万7,044円について、330万円の賠償金を受けております。

平成31年1月には、平成25年度分及び平成26年度分の2次申立て分の75万178円について、55万円の賠償金を受けております。

今般、平成27年度から平成29年度に実施した、放射性物質による影響対策に要した費用に係る損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用について、県の指導の下、県及び県内市町村、広域連合、一部事務組合と協調をしながら、同センターに3次申立て分、57万6,176円について、あっせんの申立てを行ったところ、令和2年10月東京電力ホールディングス株式会社が、2万6,500円の支払いを求める和解案が提示され、同年12月21日に同社が受諾の意向を表明したものであります。

和解の相手は、住所、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社、和解の内容は、相手方は町に対し賠償金として、金2万6,500円を支払うものであります。

本和解に定める金額を超える部分については、町が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げないものであり、また本和解に定める金額に係る遅延損害金については、町は相手方に対し別途請求しないものであります。

原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案については、妥当なものであり、これを受諾することが適当と判断することから、和解するため地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 原発の事故に当たっては大変影響が大きく、これまでも10年かかってもまだ解決に至らない部分があって、今回の賠償金の和解金額2万6,500円という大変な金額で、こんなものでいいのかなという驚きでありますけれども、今回の和解以後の今後の原子力損害賠償紛争解決センターとの関係で、今後のスケジュールとか対応というのは、どのようになっているかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） この和解以降の部分につきまして、今回は29年までの部分であります。毎年かかった費用については最初の頃とは全然違いますけれども、請求を継続しております。で、現在30年、令和元年の請求については、請求の内容も県内の市町村ほかの市町村等の協調、同じようなものを請求していくというような調整がございますので、全額を支払うという意思が、東京電力ホールディングスのほうからは今は示されているとこ

ろであります。

今後、直接交渉の部分で対応ができなければ、また改めてあつせんのように取り組むということになろうかと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれ町内においても、いまだ山菜やキノコ、それから原木のシイタケの原木ナラの木の利用等、まだ影響の解除になっていないわけではありますが、それらの対応については、どのように町、県と協力していかなければならないだろうと思いますが、それらの判断に向けての対応はどのように進んでいるのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 山菜等の放射能の影響ということで、まだ2種類ほど販売の許可が出てないものがございます。それらへの改善の対応ということでもありますけども、情報収集をしながら対応をしてみたいということになろうかと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私のほうからは、原木についてお答えさせていただきます。

来年度の事業でも予算化しておりますけども、シイタケ原木を使った出荷制限の解除に向けた取組を実施してまいりたいと、町内にある町有林のシイタケをつくるための指標値を超えない原木を使って、やっていってみようということ、来年度実施しようというふうを考えているところであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれ、出荷制限特に住田町においての山菜やキノコというのは、産直においても目玉となって、お客様を集めてきた経過があるんで、いずれこの出荷制限のある物については、検査等をして確認をすると、それにかかった労力とか人件費、あるいは生産者で損害の部分で明確に分かるものは、今後も継続して賠償の請求をしていくという姿勢で取り組んでいかないと、うやむやになってしまうのではないかと考えます。

それで、町長に確認しますが、いまだ福島県内では除染も終了してません。あるいは汚染水の処理方法等も示されていない中で、海洋放出というのも一つとしているわけではありますが、沿岸自治体や漁協では海への放出は認めないというふうに言っているわけでありませぬ。

町内においても、アユとかサクラマス、あるいはサケの回帰の魚類もあるということと、

あるいは水産加工場等へ町内からも仕事に出向いているというようなこともあることから、海とは言いながら、町内にも影響があると思われます。そういったことから町長として、この原発に対する所見というものを、どのようにもって今後対応していく考えか、その点お聞かせいただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 原発事故問題解決、大変難しい問題というふうに捉えております。佐々木春一議員がおっしゃるとおり、放射能まず一番大きな問題というのは、半減期が長いというところにあります。また、放射性物質そのものの処理方法についても、今話にあったとおり、汚染水の処理については進められてはいますけれども、全て放射性物質が除去されているわけではなくて、トリチウム等々の除染されない部分のものもあるということがあります。

海ということで考えますと、やはり放出することによって、長い間濃度的な部分等々での判断もあろうかと思えますけれども、風評被害等々を含めて漁業者、関係者には、大きな影響を及ぼすものだろうというふうに思います。

また、キノコ等々地上の物においても、例えば土の中に埋設した場合においても、樹木であれば山菜等もそうですけれども、徐々に吸収されて固定化されていくというような現象、チェルノブイリの例を見ても、約35年ぐらいたっているかと思いますが、現在になってまた放射能の濃度が上がってきているというような現象も一部では聞こえてきております。

いずれその問題解決について、技術的な解決方法というのは確立されておられません。早急に解決すべきというのは、総論的な部分で誰しもが思うところだと思います。ただし、現実的にどうそれをどう問題解決するかというところが、難しいというところがございます。

そういう部分では、やはり国になり東電含めてになるとは思いますけれども、その地域、その影響のある部分、短期的また中期、長期的な部分、現在の課題の部分を整理して、どうしても時間のかかる部分については、そういう御理解をいただきながら、取組を進めていただければいけないというふうに思いますし、またこれは国全体の問題にもなって、我々国民もそこら辺の状況等、今置かれている生活で享受している部分もございます。そういう部分も勘案しながら判断していかなければいけないというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号 損害賠償請求の和解についてを採決します。

お諮りします。

議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第23号 損害賠償請求の和解については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第24号

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、議案第24号 高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第24号 高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

高齢者生活福祉センターは、平成9年度開設以来、社会福祉法人住田町社会福祉協議会に管理運営業務を委託しておりましたが、平成18年度から計15年間にわたり、指定管理者として高齢者生活福祉センターの指定管理者が行う業務仕様書及び協定書に基づき、誠実な業務の遂行、管理運営が行われております。

社会福祉協議会は、高齢者生活福祉センター事業のほか、訪問介護支援事業、デイサービス事業、居宅介護支援事業などの介護保険事業を積極的に展開しているとともに、高齢者の情報を保有し、各種福祉事業の展開や介護予防事業の実施など、高齢者福祉や地域福祉の拠点事業所として、運営している社会福祉法人であり、町民の信望が厚く経験豊富で、各種資格を保有する職員を配置するなど、安定的な運営が可能な人的能力を有しています。

以上のことから、社会福祉法人住田町社会福祉協議会を指定管理者に指定することにより、今後なお一層町民福祉の向上が図られることが見込まれることから、高齢者生活福祉センターの指定管理者を、社会福祉法人住田町社会福祉協議会に指定しようとするものであります。

施設の名称は、高齢者生活福祉センター。指定管理者の住所は、岩手県気仙郡住田町世田米字川向9番地5。名称は、社会福祉法人住田町社会福祉協議会。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号 高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第24号 高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第25号

○議長（瀧本正徳君） 日程第13、議案第25号 農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 議案第25号 農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

農林水産物直売・食材供給施設は、農林水産物の販売の促進を図り、地域農林業の振興や都市と農村との交流の場として、平成13年度に開業いたしました。平成18年度から地方自治法第224条の2、第3項の規定に基づき、指定管理者を選定し指定管理者による管理を実施しているところであります。

現行の指定管理期間が令和3年3月31日満了であることから、新たに指定管理者を指定しようとするものであります。

指定管理者の公募につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき実施し、公募の結果1社から申請がありました。指定管理者選定委員会における審査において、次の理由により候補者が選定されました。

施設の設置目的に合致した事業計画や、これまでに培ってきたノウハウを持っていること。また、周辺道路の整備や新型コロナウイルスの影響などで利用者が減少する中でも、外販の積極的な展開、新たな商品開発など工夫を凝らした営業努力をしていることなどであります。

施設の名称は、農林水産物直売・食材供給施設。指定管理者の住所は、岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢30番地39。名称は、住田観光開発株式会社。指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号 農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを採決します。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第25号 農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第26号

○議長（瀧本正徳君） 日程第14、議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、御説明いたします。

はじめに、お配りの議案書の3枚目の奥土倉辺地総合整備計画の変更新旧対照表を御覧ください。

今回の変更は、観光レクリエーション施設の事業費の増、及び眺望施設の追加による辺地対策事業債予定額の増に伴う下線部分の変更であります。

観光レクリエーション施設につきましては、事業費の4,510万8,000円を7,504万9,000円に変更し、眺望施設の事業費902万円を追加し、これに係る辺地対策事業債予定額は、それぞれ7,030万円と260万円とするものであります。

詳細につきましては、議案書の2枚目の総合整備計画の変更理由を御覧ください。

2の変更後（第2次変更）の（1）滝観洞浄化槽設置事業は、実施設計により事業費が減となったものでございます。

（2）滝観洞洞内安全対策事業は、実施設計により事業費が減となったもので辺地対策事業債予定額につきましては、ほかの財源を充当したため、利用せずとなったものでございます。

(3) 滝観洞観光施設改築事業は、基本設計により事業費及び辺地対策事業債予定額が増となったものでございます。

(4) 消防車両整備事業は、消防団第6分団第3部の車両を更新しようとするもので、辺地対策事業債の充当は、議案第27号で提案いたします五葉辺地と人口案分するため、902万円の事業費に対し、260万円とするものであります。

なお、この計画変更は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、あらかじめ岩手県と協議し、議会の議決を経て総務大臣に提出しようとするものであり、既に県との協議は異議なしの旨1月26日付で回答を得ているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） この中の(2)の滝観洞洞内安全対策事業、581万4,000円が217万8,000円に減額されているということについて、伺いたいと思います。

363万6,000円減額ということですが、先ほども減額の理由はいろいろと説明されたんですけども、それではその中でここ柵とか通路のところだと思うんですけども、そういうものが安全対策が何て言うんですか、工事が少なくなってしまったとか、そういう意味なのか、それとも安全対策としてはちゃんと確保されていくものなのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうからお答えをいたします。

安全対策の事業につきましては、議員おっしゃるとおり、安全対策はきちんと確保をする策を施したという状況でございます。当初計画の内容と多少設計上変わったものですから、減額になったということでございます。

○議長（瀧本正徳君） よろしいですか。ほかにございませんか

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第27号

○議長（瀧本正徳君） 日程第15、議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、御説明いたします

有住字下寒倉、上寒倉、金ノ倉、中塚、桧山、中沢地内を範囲とする五葉辺地において、令和3年度から令和7年度までの5年間の総合整備計画を策定しようとするものであります。

それでは、議案書の2枚目の総合整備計画書を御覧ください。

1の辺地の概況は、辺地を構成する町または字の名称、辺地の中心の位置、辺地度点数を記載しているものであります。

2の公共的施設の整備を必要とする事情は、平成11年に整備した消防車両は21年が経過しており、安全で安心した暮らしを確保するため更新が必要である旨を記載しているものでございます。

3の公共的施設の整備計画は、施設名を消防施設、事業主体名を住田町、事業費を902万円、財源内訳のうち一般財源を902万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を6

40万円としているものであります。

辺地対策事業債の予定額は、議案第26号の奥土倉辺地と人口案分した金額となっております。なお、この計画は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政状況の特別措置等に関する法律第3条の規定により、その策定についてあらかじめ岩手県と協議し、議会の議決を経て総務大臣に提出しようとするものであり、既に県との協議につきましては、異議のない旨1月26日付で回答を得ているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第28号

○議長（瀧本正徳君） 日程第16、議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、御説明いたします。

世田米字下大股、金成、里古屋、高屋敷、中井、津付、子飼沢地内を範囲とする津付辺地において、令和3年度から令和7年度までの5年間の総合整備計画を策定しようとするものであります。

それでは、議案書の2枚目の総合整備計画書を御覧ください。

1の辺地の概況は、辺地を構成する町または字の名称、辺地の中心の位置、辺地度点数を記載しているものであります。

2の公共的施設の整備を必要とする事情は、平成10年に整備した消防車両は22年が経過しており、安全で安心した暮らしを確保するための更新が必要であること、また種山ヶ原の各施設に水を供給する水源地の施設は、平成21年度の整備から11年が経過し、老朽化が顕著となっており、安全で安定的な水を供給するために更新が必要である旨を記載しているものでございます。

3の公共的施設の整備計画は、施設名の消防施設については、事業主体名を住田町、事業費を902万円、財源内訳のうち一般財源を902万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を900万円、施設名の観光レクリエーション施設については、事業主体名を住田町、事業費を5,131万2,000円、財源内訳のうち一般財源を5,131万2,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を5,060万円としているものであります。

なお、この計画は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政状況の特別措置等に関する法律第3条の規定により、その策定についてあらかじめ岩手県と協議し、議会の議決を経て総務大臣に提出しようとするものであり、既に県との協議につきましても、異議のない旨1月26日付で回答を得ているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 議案の第28号には、種山ヶ原森林公園に関わる整備が入っておりまして、大変森の案内人の1人として、大変感謝を申し上げたいと思います。

そこでお尋ねいたしますが、木道の設置の場所であるとか、構造等これはまずどういうふうに考えているのか、お尋ねします。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） まずは場所でありまして、場所は以前にあった場所にそれを新たに設置するということでもあります。それから、そういった設計等の部分でありますけれども、若干幅は狭く、道の幅は狭くして、経費を抑えて実行しようかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 設置の場所は同じところということで大変安心をいたしました。今までいろいろ案内人の中で話しているところで、設置の場所が変わることだと、そこはカタクリの広場とかあって、その雑木林もあって、下が湿地になっていると、特に今のスプリングエフェメラルですか、そういう春の花々が咲き始めるというところで、非常にいい場所なわけです。気仙の中でも木道というのは唯一種山ヶ原しかありません。

そこで、構造的なところをもう一度お伺いします。幅は狭くなるということでしたが、私たち案内人にとりましては、耐久性も考えてほしいなと思ひまして、あそこは湿地場所なものですから、足の部分は必ずしも木にこだわらなくても、偽木でもいいんじゃないかと。で踏み板の部分、渡り板の部分は木でしっかりやっていただくと、そういう形のほうが維持管理も、これからにとってはいいのじゃないかなというふうに考えておりますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 今のところ、足の部分も木ということで考えております。防腐加工をした木で行いたいなという考えでございました。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第1号から日程第22 議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第17、議案第1号 令和3年度住田町一般会計予算、日程第18、議案第2号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第19、議案第3号 令和3年度住田町介護保険特別会計予算、日程第20、議案第4号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第21、議案第5号 令和3年度住田町簡易水道事業会計予算、日程第22、議案第6号 令和3年度住田町下水道事業会計予算を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○事務局長（松田英明君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから、一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

大変失礼いたしました。

委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、佐々木信一君。

○予算審査特別委員会委員長（佐々木信一君） 委員長報告、東日本震災から10年になりました。震災で犠牲に遭われた方、いまだ見つからない方に対し、行方不明者の方に対し、心

から御冥福をお祈りいたします。

全国的に今終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症ですが、町内においても新型コロナウイルスワクチンの接種が4月以降開始される見込みです。町民が安心してワクチン接種ができるよう正しい情報をきちんと町民に提案し、進めていただきたいと思います。接種後も感染予防対策の徹底を図りマスクや手洗いなどをお願いします。

それでは委員長報告をいたします。

令和3年3月5日、本委員会に付託されました令和3年度住田町一般会計予算及び国民健康保険と介護保険、後期高齢者医療の各特別会計、簡易水道と下水道事業会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

予算審査特別委員会は、3月5日に本会議で設置され、委員長には私、佐々木信一、副委員長には、阿部祐一君が選出されました。

委員会の年月日及び審査結果につきましては、ただいま、事務局長が朗読したとおりであります。

本予算は、一般会計48億5,000万円で、前年度当初比で1億5,000万円、3%の減となっております。要因は、上有住地区公民館の建て替えや町営住宅のハード事業の完成によるものです。

特別会計は、国民健康保険が6億6,394万円で前年度当初比5.1%減、介護保険のうち保険事業勘定が10億2,404万円で、前年度当初比0.2%の減、介護サービス事業勘定が151万円で前年度当初比41.8%減、後期高齢者医療が7,909万円で前年度当初比7.9%増となりました。

公営企業会計となった簡易水道事業の収益的収入は1億7,296万円で、支出が1億4,792万円で、資本的収入は1億900万円で、支出は1億3,709万円。下水道事業の収益的収入は1億5,384万円で、支出は1億5,272万円。資本的収入は3,665万円で、支出は3,667万円となりました。

町長は、持続可能なまちづくりに向けて、住民も行政も心をつなげて、未来に責任と希望を持てる、「支え合う共生の町」を実現するため、着実に進め、所得対策や人口対策を盛り込んだ各種振興策が示された予算構成となっております。

審査での主な質疑の内容を報告します。

歳入では、人口減少が進む中で、地方消費税や固定資産税、町民税の徴収の見込み、国からの地方交付税、新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金など、財源確保に

向けた見通しが問われました。

歳出の総務費では、移住支援事業、地域おこし協力隊、移住促進定住をどう図るか、空き家対策、住民交流拠点施設まちや世田米駅の宿泊と交流人口の拡大の在り方、応急仮設住宅元町団地撤去後の跡地利用として、コワーキングスペースや震災関連の展示スペースを整備する仕事・学び場創出の新規事業で、学生や若者世代が仕事や学びを通して、関係人口の拡大。民生費では、コミュニティバスに広告のラッピングをしPR、応急仮設住宅中上団地解体事業と備品の払下げの検討。農林業費では、経営継承発展等支援事業、鳥獣被害対策、農林会館管理事業、種山ヶ原公園整備事業、町有林素材生産事業、FSC森林管理認証による森林整備。観光費では、ふるさと納税返礼品、滝観洞の再開発、観光リーフレット作成、5年ぶりのリニューアルで観光振興の強化、消防費では、自然災害などに対応できるトランシーバーの整備や消防車両の整備。教育費では住田高校の魅力化、奨学金貸付制度など多岐にわたり質疑が交わされました。

なお、委員会の審査中に各事業へ指摘や重要な意見が出されました。今後の予算執行に生かされ、町民生活の向上につながることを期待するものであります。

審査の結果は、令和3年度一般会計予算及び3特別会計予算、2事業会計予算は賛成全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

町総合計画では、豊かな緑と水に生まれ、安らぎとにぎわいが調和する共生のまち住田を基本理念とし、誰もが活躍できる地域共生社会の実現が柱であるとしています。住田町の将来を真剣に考え、行動していくことを切に願います。

審査に当たられました委員並び町当局の皆様には感謝を申し上げ、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから、一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 1番、水野正勝であります。

令和3年度一般会計予算及び特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症に対するWHO世界保健機関のパンデミック宣言から1年になります。いまだ本来の日常からは遠く、経済的な打撃をはじめ、社会に様々な影響がもたらされました。本町におきましても、新しい生活様式の実践や健康意識の向上、感染症予防対策が求められています。一日も早い終息となるよう町と一体となって、最善を尽くしていきたいと思っております。

さて、令和3年度予算案につきまして、基本構想に合致したものであるか、経済効果を検討しているか、不時の支出に備えて財源が留保されているかなど、様々な着眼点から3日間の慎重審議が行われました。

一般会計48億5,000万円で、前年度当初予算比1億5,000万円、3%の減であります。これは上有住地区公民館の建て替えや、町営住宅の整備完了が主な要因であります。町の財政状況は健全化が図られてはおりますが、近年の大型公共施設の連続建設に伴い、公債費が高い割合のまま推移してきています。この傾向は当面の間続いていくものであります。自主財源は年々緩やかに減少しており、地方交付税などの依存財源が増加し過ぎないように慎重な財政運営が求められます。

間もなく町の人口は、5,000人を割ろうとしています。これは町の想定よりも早い人口減少の現状であります。これらの町の状況を踏まえ、令和3年度予算では、公共施設などハード面への予算配分を必要最小限に抑え、新たな視点で臨む仕事・学びの場創出事業や地域おこし協力隊の新規設置事業、Ma a Sプロジェクト、健康セルフサポート事業、住田高校魅力化構想の策定など、町民の命や生活地域存続のために、重要な各ソフト事業に注力していくことが伺えます。

地域づくりや人づくり、まちおこし、教育分野等のソフト事業におきましては、地域住民の参加や協力は欠かせません。町としましても、リーダーシップの発揮や調整力、そして自らが進んで地域へ入り込み参加、協力、実践していく町民の手本となる姿が行政にも求められています。そのような姿勢が住民を感化させ、各種取組への参加や協力、事業の展開、支え合う共生の町住田町へとつながっていくのだと思っております。

限られた予算、限られた人員、限られた体制の中、かつて経験のない未知の感染症と向き合い、感染防止対策や町独自経済対策等の施策に取り組みながら、従来からの調整課題であります衣・食・住の三つの柱、人口減少、少子高齢化、森林林業日本一のまちづくりに誠心誠意取り組んでいるものと捉えています。

令和3年度予算はあらゆる諸施策を吟味、精査した施策の優先度に応じた予算配分がなさ

れたものであると解釈しています。困難なときであればあるほど、お互いを尊重し皆で協力し合いながら、一致団結、一丸となって問題に立ち向かっていかなければなりません。

新年度予算は、5年先、10年先の住田町のあるべき姿を見据えた協働自立持続のまちづくり、安心してずっと暮らせる町の実現を目指した予算であると思います。

以上のことから、令和3年度の予算案について賛成する立場であります。

議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで、討論を終わります。

これから、議案第1号 令和3年度住田町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 令和3年度住田町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 令和3年度住田町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号 令和3年度住田町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 令和3年度住田町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 令和3年度住田町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号 令和3年度住田町簡易水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 令和3年度住田町簡易水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 令和3年度住田町簡易水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号 令和3年度住田町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 令和3年度住田町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 令和3年度住田町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 請願審査報告 請願第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第23、請願審査報告 請願第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、佐々木春一君。

○総務教民常任委員長（佐々木春一君） 請願第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願審査報告。

令和3年3月2日、第12回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

この請願については、令和3年3月5日に当委員会を開催し、委員全員の出席の下、審査をし、採択すべきものと決定いたしました。

請願者は、盛岡市本町通2丁目1番36号、岩手県医療労働組合連合会執行委員長、中野るみ子氏であります。

紹介議員は、菅野浩正議員、水野正勝議員であります。

本請願が求めている内容は、安心・安全な医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守ることを求める意見書を国へ提出されたいというものであります。

住田町は、これまで国や県に対して、地域医療の充実を求める要望活動を行っていることもあり、3月5日の当委員会では採択すべきとの意見が委員全員であったことから、当委員会の審査結果を採択にすべきものと決定いたしました。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

○議長（瀧本正徳君） 原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、請願第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、請願第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第24 発議第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第24、発議第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○事務局長（松田英明君） 〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 提出者の趣旨説明を求めます。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について、発議案の朗読をもって趣旨説明といたします。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げた。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がった。この感染症対応の経験

から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などである。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮減がある。

21世紀に入り、僅か20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染との闘いは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかである。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に、経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の充実が喫緊の課題である。

以上を踏まえ、地域住民のいのちと健康を守る立場から下記の事項について国に要望する。

記

1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を大幅に増員すること。

4、保健所の増設、保健師等の増員など、公衆衛生行政の拡充を図ること。

5、ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

6、75歳以上医療費2割負担が見込まれることから、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月12日、岩手県住田町議会、議長、瀧本正徳様。

意見書を提出する機関は、内閣総理大臣、菅義偉様ほか関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

○議長（瀧本正徳君） 原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、 発議第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、発議第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第12回住田町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後0時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員